

## 仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

### 1 日時

平成18年6月28日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

浅谷 友一郎	遠藤 香枝子	遠藤 恵子
亀井 基子	佐久間 敬子	鈴木 ハツヨ
高橋 光雄	高森 高德	成田 喜達
千葉 真弓	朴澤 泰治	

#### (2) 事務局

佐藤信昭事務局長	浅倉信次首席家裁調査官
柳田泰道首席書記官	菊地努事務局次長
清野武総務課長	平塚秀喜総務課課長補佐

### 4 報告等

- (1) 委員の異動報告及び新任委員のあいさつ・自己紹介
- (2) 事務担当者異動報告

### 5 議事

（以下、■は委員長，□は委員長代理，▲は委員，△は事務局の発言）

#### (1) 委員長選出

- 委員長が決まるまで、私の方で進行させていただきます。空席になっている委員長を、規則第6条により委員の互選で選任していただきたい。
- ▲ 従前どおり家裁所長が適任者である。
- ▲ 賛成

□ 当委員会の委員長として、成田家裁所長を選出する。

(2) 委員長代理の指名

■ 委員長代理として、高橋委員を指名する。

(3) 前回開催の委員会以降の広報活動等について

ア 広報活動

△ 前回開催以降、次のような広報活動を実施した。

(ア) 平成17年11月から庁舎1階待合いコーナーに立町小学校の児童が描いた絵を展示し、平成18年5月からは上杉山通小学校の協力を得て同校の児童が描いた絵を展示した。

なお、絵画を返却する際には、絵画を描いた児童全員に家裁所長から感謝状を贈った。

(イ) 5月の憲法週間に例年どおり各種の広報行事を行った。

① 地方裁判所においては5月2日と10日に、裁判員裁判に関する説明会を実施し、裁判員制度の周知を目的とした映画「評議」の上映と裁判員制度の説明を行った。また、5月8日、9日、10日に法廷見学会と裁判傍聴を実施した。

② 家庭裁判所においては5月10日に、法務局、検察庁及び弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催し、多くの相談者が訪れた。

▲ 映画「評議」はどのような場所で上映しているのか。また、上映することでどのような効果があるのか。

△ 裁判員制度の説明会等で上映しているが、裁判員制度を理解してもらう上で大変効果的である。

▲ 絵画を提供する小学校の選出はどのようにしているのか。

△ 市の教育委員会に依頼して選出している。

▲ 感謝状の形式はどのようなものか。

△ 小学生に合わせ、あまり堅苦しくないよう配慮している。

▲ 市民相談などで家庭裁判所をあっせんする際、家庭裁判所には小学生の絵が飾ってあるなど和やかなところであると説明すると、相談者も気持ちが和むようで安心して家裁に行くようである。

▲ ホームページの活用をもっと図るべきである。

▲ 絵を展示するに当たっては、小学生の絵だけでなく、盲学校や聾学校の生徒が作成した立体絵画なども展示してはどうかと思う。

#### (4) 家裁委員会の実情についてのアンケートに対する回答について

■ 家裁委員会の実情についてのアンケートが来ているのでその回答の是非について諮りたい。調査事項はすべてホームページに掲載してある事項なのですべて回答したいと思うがどうか。

▲ 賛成

■ すべての項目について回答することとする。

#### (5) テーマ「調停委員について、人材確保、研修・研さんの実情、調停制度の利用者はどのような意見を持っているか」について

■ 新任の調停委員を対象とした研修用ビデオを見ていただき、調停制度や調停委員の役割等についてイメージをつかんだ上で委員から率直な意見を伺いたい。

(ビデオ上映)

△ ビデオの内容及び家裁調査官の職務等について補足説明を行った。

△ 家事調停委員の人材確保及び研修・研さんの実情について説明を行った。

△ 調停利用者がどのような意見を寄せているか、その実情について説明を行った。

▲ 家裁調査官の調査について、粘り強く主張を聞くなど、公平性を感じたが、家裁調査官の調査は具体的にどのような内容なのか伺いたい。

△ 一般的な調査の内容、実情について説明を行った。

▲ 調査となれば、事前に調査期日を当事者に告知すると思うが、そうすれば、

例えば、親権を争っているような場合、祖母と孫が調査の時間帯だけ、良好な人間関係を作り上げる、いわば、偽装という形もあるのではないか。

△ そういうこともないわけではないが、そのために、幼稚園や学校に行って調査をしたり、心理テストを取り入れたりするなど、より客観的な方法による調査をするよう工夫して正確な状況の把握に努めている。いろいろな情報を総合するので、おのずと自然な状況を把握することができるものである。

▲ 資料記載の調停委員の数は本庁分だけのものか。

△ 本庁及び支部の合計の数字である。

▲ 裁判官の関与が少ないと思われる。調停期日の3回に1回くらいは調停に出席していただきたい。

▲ 裁判官の関与が少ないのではないかという指摘であるが、同一期日に開かれる事件数の関係ですべての調停に出席できない実情にあるので、それに代わる方法として、調停の前後あるいは調停中、調停委員との評議を頻繁に行っている。また、調停委員が作成する調停経過メモは詳しく記載されており、課題等もきちんと記載されている。それに基づいて、期日出席や評議の必要性の判断を行っている。

■ 前述のとおりであるが、当庁では、遺産分割事件については事件を長期化させないために、第1回調停期日に家事審判官が出席して、事実及び法律上の争点を整理しているので補足説明する。

▲ 充実した研修を行っている旨説明を受けたが、研修を受けていない調停委員も相当数いるのではないかと思われる。そのような方にはしっかり研修を受けていただきたい。中にはDV、ジェンダー等に関する知識が十分でなく、意識が欠けている調停委員がいるという話を当事者から聞くことがあるが、DV等に関する研修等は充実しているのか。

▲ 弁護士会でも弁護士にアンケートを取ったが、DVについて、調停委員が理解していない場合が多い。新しい問題については、研修に力を入れていた

だきたい。

- △ DV, ジェンダー等の重要性については, 裁判所も十分認識しており, ここ数年重点的に各種研修で取り上げている。今後も引き続き意識高揚のために力を入れていきたい。
- ▲ 調停事件の当事者の中には, コミュニケーション能力が十分でなかったり, 萎縮してしまい, 自分の意見を満足に伝えられない者がいるので, 調停委員には, 人の話をよく聴いてていただきたい。また, 調停委員の考えを当事者に押しついたり, 女性べっ視と思われる発言をされたという苦情が聞いたことがある。
- ▲ 調停委員の中には, 調停委員の考え, 価値観が先に出てしまい, 当事者に押しつけるという苦情が聞こえてくるので注意していただきたい。
- ▲ 当庁では, 調停委員との意見交換会が熱心に行われており, 調停委員に対する利用者の意見も取り上げることになっている。なお, 意見交換会には, 全くの任意参加であるが, 毎回調停委員の半数近くが参加している。
- 研修等あらゆる機会に, 調停委員は自分の意見を言う前に, まずよく人の話を聴くことに心掛けるよう指導している。今後も引き続き指導していきたい。
- ▲ 調停委員の変更を調停委員に訴えたところ, 調停委員から「変更すると不利益になる。」と言われたと, 当事者から聞いたことがあるが, 対応の悪い調停委員に当たった場合, 替えてもらえるのか。
- ▲ 調停委員を替えて欲しいと訴えた事件が不成立で終了したことがある。調停委員と相性が悪い場合等は調停制度に不信を持ってしまう。それぞれの立場を理解した調停を行っていただきたい。
- 調停委員の指定は, 家事審判官の専権事項であり, 家事審判官が判断するので, 調停委員に問題を感じる場合は, まず書記官等に情報を伝えることが問題解決になると思われる。問題がある場合だけでなく相性が悪い場合も変

更が可能である。

- ▲ 調停委員の交替の実情はどうなっているのか。
- ▲ 過去に交替した事例があったようだが、現在はクレーム等を受け交替した事例はない。交替の申し出があった調停委員に対してクレームを伝え、当事者の受けた印象を十分理解してもらって交替するまでに至らなかった例はある。問題等があれば言って欲しい。
- ▲ 調停委員の氏名は公表しているのか。
  - △ 公表はしていないが、通常、調停の冒頭、当事者の人定事項を確認する際、フルネームではなく氏くらいは名乗っていると思われる。調査官も調査に入る際は氏を名乗っている。
- ▲ 外形的に見て、裕福そうな、また、幸せそうな人が調停委員として、自ら経験することがないような離婚等複雑な人間関係に関する争いを解決できるものなのか。
- 豊富な経験を積み、人間に磨きをかけた、人格識見の高い方に調停委員になってもらっているが、皆さんが人生の表と裏のすべてを経験しているわけではなく、また、そういう経験をしないと、調停委員として適任ではないということにはならないと思う。裁判所では庁を挙げて、自己研さんしていただくのを助ける意味合いで研修や意見交換会を行っている。自らを磨きあげていくことが重要であると思う。
- ▲ ビデオの中の待合室では、当事者がいらいらするのが当然である。建物そのものが装置だという意識が必要である。待合室に何を置くかを検討してほしい。
- ▲ 確かにビデオの待合室は長いすが置いてあるだけであったが、当庁では当事者に配慮していろいろ整備している。待っている間に読む本などにも配慮しているところである。後で待合室を見ていただいて意見を寄せて欲しい。

- ▲ 「ケース研究」274号に安倍嘉人氏の講演録が掲載されている。当事者の意識が変化し、裁判所や調停委員に対して求められているものも変化しているという内容のものである。裁判所や調停委員も厳しい目で見られていることを自覚すべきだと思う。
- ▲ 先ほど、当事者からいろんな苦情が寄せられていることが紹介されたが、裁判官がきちんと調停に出れば解決する問題であると思われる。当事者がどういう考えを持っているかを自分で判断することが重要である。ただ、裁判官は繁忙であるので、裁判官の増員や調停官制度を拡充すべきである。仮に裁判官の増員が不可能であれば、家庭裁判所で取り扱う事件の見直しを行うべきで、家事審判事件の甲類事件の一部を行政機関に移管し身軽になることも必要である。もっと、裁判官等の人員増の要求をすべきである。
- ▲ ビデオはよくできていると思う。ただ、新任の調停委員用で調停委員がメインとなっているので仕方がないと思うが、ビデオでは、家裁調査官や書記官等の役割、職責の重要性がきちんと説明されていない。これでは、新任の調停委員が誤解しかねないので、補充説明をするなどの工夫をして欲しい。
- ▲ 情報ツール全体を見直すべきである。本日配付された「司法の窓」にしてもセンスがない。もっと読みやすいものにしてはどうか。

## 6 次回テーマの選定、次回期日について

- 次回の委員会のテーマについて、一つは本日協議できなかった「人事訴訟における参与員の活用について」を協議することとしたいが、その他意見はないか。
- ▲ 次回のテーマとして、「裁判所の情報ツールの見直し」を提案したい。
- ▲ 「調停委員について」は継続協議とし、調停委員の調停技術、知識、コミュニケーション、家事調停の充実等について協議していただきたい。
- ▲ 「人事訴訟」をテーマにし、その中で参与員の活用、人材確保等についても協議してはどうか。

■ それでは、次回テーマは「家事調停と人事訴訟」とすることとし、「情報ツールの見直し」についてはその後に検討したいがどうか。

▲ 賛成

■ 次回期日については、11月ころとして、その日程は後日事務局の方から連絡することによいか。

▲ 賛成

以上